

平成 31 年 2 月 25 日

懲戒処分等の公表及び消防長コメント

本市消防職員に対し、地方公務員法第 29 条に基づく懲戒処分等を行ったので公表します。

○事案

窃盗容疑により逮捕された消防職員に関する処分について

1 処分等の内容

(1) 処分年月日 平成 31 年 2 月 25 日

(2) 処分内容及び職員の所属・職・氏名・年齢

停職 6 月 消防署警防救助一係消防士 及川凜堂 (22 歳) 男

(3) 非違行為の概要

本件は、平成 30 年 9 月 12 日 (水) に本市消防署内で発生した盗難事件において、同僚消防士 2 人の財布から現金計 44,000 円を窃取した疑いで、平成 31 年 1 月 9 日 (水) に佐沼警察署に逮捕された、本市消防署警防救助一係の消防士 及川凜堂 (22 歳、男) の処分についてであります。

当該消防士は、事件当日の午前 8 時 30 分までの勤務を終え、消防署内の更衣室において、携帯電話料金の支払いに充てるため、無施錠であった同僚消防士 2 人のロッカー内の財布から、現金計 44,000 円を窃取したものであり、事件発生当時は自身が疑われることを恐れ、自身も被害者であるかのように装い、虚偽の被害届を佐沼警察署に提出していたものであります。

なお、当該消防士は窃取した金額を弁済し、同僚消防士 2 人と平成 31 年 1 月 22 日 (火) に示談が成立し、同年 2 月 4 日 (月) に不起訴処分とされたものであります。

(4) 管理監督責任

上記職員の懲戒処分に伴い、部下職員に対する管理監督責任として、管理監督職員 5 名に対し、下記の矯正措置を行いました。

- ・訓告 課長級 (59 歳、男)
- ・文書嚴重注意 部長級 (58 歳、男)、次長級 (58 歳、男)
課長補佐級 (46 歳、男)
- ・文書注意 次長級 (60 歳、男)

2 消防長コメント

職員の服務規律の確保については、これまで再三にわたり注意を喚起してきたにもかかわらず、職員がこのような不祥事を惹き起こしたことは極めて遺憾であり、市民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

今後、再びこのような事態を惹き起こさぬよう万全の対策を講じるとともに、一日も早く市民の皆様方の信頼を回復するよう最大限努めてまいります。

〔 問い合わせ先 〕

処分に関するもの

総務部人事課

電話：0220-22-2145（直通）

担当：課長 佐藤 靖

処分以外に関するもの

消防本部消防総務課

電話：0220-22-3119（直通）

担当：課長 清水 俊宏